



かんちゃん



151号

令和3年5月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル5F
TEL 03(5829)3901
FAX 03(5829)3902
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総北海

法人番号
(2700150004884)



しょうちゃん



大阪城

〔主要目次〕

令和3年度 税制改正の概要…………… 2～3	第48回通常総会（2021四国大会）のご案内……………13
令和3年度 国の一般会計予算等の概要…4～6	「適格請求書等保存方式 （インボイス制度）」…………… 14～16
局連だより……………7～9	
「税の標語」の応募状況等 …………… 10～12	

消費税 活かすみんなの 間税会



<http://www.kanzeikai.jp>

税制改正の概要

令和3年度税制改正においては、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられた。

また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されるほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられた。

なお、改正事項が多岐にわたるため、主要な事項のみを掲載しました。

一 個人所得課税

○ 住宅ローン控除の特例の延長等

- ① 住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間(*)に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とする。
- ② この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とする。

*注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

二 資産課税

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ① 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、改正前の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ② その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

三 法人課税

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築(クラウド化等)による企業変革に向けた投資について、税額控除(5%・3%)又は特別償却(30%)ができる措置を創設する。(2年間の時限措置)

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化を加速する製品(優れた燃料電池・化合物パワー半導体等)や生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新設備の導入投資等について、税額控除(10%・5%)又は特別償却(50%)ができる措置を創設する。(3年間の時限措置)

(3) 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除の上限を引き上げる(改正前:25%⇒30%)とともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ(改正前:6%⇒2%)など所要の見直しを行う。

(4) コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し(人材確保等促進税制)

- ① 新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を前年度より2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる措置等を講ずる。(2年間の時限措置)
- ② 事業変革に向けた人材投資(教育訓練費)を増加させた企業に対しては、税額控除率を上乗せする。

(5) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資(*)を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額に

ついて、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得の金額の50%）とする特例を創設する。

*カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編など。

(6) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し
中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限を2年延長する。

(7) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

① M&A実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限る。）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとする。（計画の認定期限：令和6年3月31日）

この準備金は、据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとする。

② 当該認定計画の中で、中小企業経営強化税制の新たな類型の適用ができることとするとともに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定を不要とする。

四 消費課税

(1) 消費税転嫁対策特別措置法の失効に係る対応
消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日限りでその効力を失う。その結果、

① 期限内に行われる消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りについては、その後も継続する。

② 買ったとき等については、引き続き、独占禁止法、下請法等に基づき厳正に対処する。

③ 事業者の総額表示について、円滑に再実施することができるよう、相談対応や周知・広報等を適切に行う。

（付記）消費税転嫁対策特別措置法が令和3年3月末で失効することに伴い、同年4月1日以後は、消費税法第63条の規定が適用され、事業者が消費者に課税資産等の譲渡等を行う場

合において、予め価格を表示するときは、消費税額及び地方消費税額の合計額を含めた価格を表示（総額表示）しなければならないこととされた。

(2) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

① 自動車重量税のエコカー減税について、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した2020年度燃費基準を達成していることを条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替える。

② クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、ガソリン車と同等に扱うこととするが、市場への配慮等の観点から、令和3年度及び令和4年度に関しては激変緩和措置を講ずる。

五 納税環境整備

(1) 税務関係書類における押印義務の見直し

政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等（*）を除き、押印義務を廃止する。

*担保提供関係書類（例：不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書）、遺産分割協議書（例：相続税・贈与税の特例における添付書類）など

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する。

(3) スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、令和4年1月より、スマートフォンのアプリ決済サービスを使用した納付を可能とする制度を創設する。

（注）1 納付書で納付できる国税を対象とし、税目についての制限はない。

2 税額は、30万円以下に限定する。

国の一般会計予算等の概要

令和3年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算

令和3年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和3年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B - A)	伸率
歳 入				%
1. 租 税 収 入 及 印 紙 収 入	635,130	574,480	△60,650	△9.5
2. そ の 他 収 入	65,888	55,647	△10,241	△15.5
3. 公 債 金	325,562	435,970	110,408	33.9
(1) 公 債 金	71,100	63,410	△7,690	△10.8
(2) 特 例 公 債 金	254,462	372,560	118,098	46.4
合 計	1,026,580	1,066,097	39,517	3.8
歳 出				
1. 国 債 費	233,515	237,588	4,072	1.7
2. 一 般 歳 出	634,972	669,020	34,049	5.4
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	158,093	159,489	1,396	0.9
合 計	1,026,580	1,066,097	39,517	3.8

仙台国税局間税会連合会

会 長 来海 伸博

青森県間税会連合会 会長 来海 伸博
 岩手県間税会連合会 会長 佐藤 實
 宮城県間税会連合会 会長 久保田 定
 秋田県間税会連合会 会長 村越 正道
 山形県間税会連合会 会長 金山 知裕
 福島県間税会連合会 会長 小櫻 輝

北陸間税会連合会

会 長 高桑 幸一

富山県間税会連合会 会長 朝日 重剛
 石川県間税会連合会 会長 高桑 幸一
 福井県間税会連合会 会長 上田 祐広

事務局 〒920-0919
 石川県金沢市南町4番60号
 TEL:076-222-2910 FAX:076-224-2239

2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

令和3年度の国の租税及び印紙収入の予算額は、一般会計分が57兆4,480億円、特別会計分が3兆6,187億円、合計額で61兆667億円となっています。

これを税目別にみますと次のようになっており、消費税の収入（国の消費税7.8%分の収入）は20兆2,840億円で、国税トップの基幹税となっています。

税目	予算額	構成比	税目	予算額	構成比
直接税	億円	%	間接税等	億円	%
所得税	186,670	30.6	消費税	202,840	33.2
復興特別所得税	3,920	0.6	酒税	11,760	1.9
法人税	89,970	14.7	たばこ税	9,120	1.5
地方法人税	13,232	2.2	たばこ特別税	1,132	0.2
相続税	22,290	3.7	揮発油税	20,700	3.4
地方法人特別税	0	0.0	地方揮発油税	2,214	0.4
特別法人事業税	12,556	2.1	石油ガス税	40	0.0
直接税計	328,638	53.8	石油ガス税（譲与分）	40	0.0
			航空機燃料税	370	0.1
			航空機燃料税（譲与分）	191	0.0
			石油石炭税	6,060	1.0
			電源開発促進税	3,050	0.5
			自動車重量税	3,820	0.6
			自動車重量税（譲与分）	2,789	0.5
			国際観光旅客税	300	0.0
			関税	8,460	1.4
			とん税	90	0.0
			特別とん税	113	0.0
			印紙収入	8,940	1.5
			間接税等計	282,029	46.2
			合計	610,667	100.0

(注) 1 総額61兆667億円のうち、一般会計分は57兆4,480億円、特別会計分は3兆6,187億円となっている。

2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりである。

地方法人特別税	—
地方法人税	1兆3,232億円
特別法人事業税	1兆2,556億円
地方揮発油税	2,214億円
石油ガス税（譲与分）	40億円
航空機燃料税（譲与分）	191億円
自動車重量税（譲与分）	2,789億円
特別とん税	113億円
たばこ特別税	1,132億円
復興特別所得税	3,920億円
合計	3兆6,187億円

3 直接税と間接税等の比率

令和3年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるように53.8：46.2ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間接税等	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26	578,492	100	328,821	56.8	249,670	43.2
27	599,694	100	335,753	56.0	263,941	44.0
28	589,563	100	328,527	55.7	261,035	44.3
29	623,803	100	360,767	57.8	263,036	42.2
30	642,241	100	377,359	58.8	264,883	41.2
令和元	621,751	100	353,168	56.8	268,584	43.2
令和2	589,171	100	319,164	54.2	270,007	45.8
令和3	610,667	100	328,638	53.8	282,029	46.2

(備考) 1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税 所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、特別法人事業税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの



大阪国税局
間税協力会連合会
会長
榊原 聡

この度は、全国間税会総連合会（全間連）の会報にて、大阪国税局間税協力会連合会（大間連）の活動について紹介する機会をいただき、ありがとうございます。

大間連は、大阪国税局管内の間税関係業種団体が結集して設立された「大阪国税局管

内間税関係業種別団体協議会」を前身としており、他局間連とは異なり、税務署単位の下部組織を持たない局単位の業種別・税目別団体で構成されております。

主な活動として、全間連の下部組織として、会員の税知識の習得や異業種交流、消費税等に関する広報などに努めており、間接税（消費税、印紙税など）に関する各種セミナーや研究会、及び国税局幹部を招いてのトップセミナー・勉強会等を開催しております。

昨年2月には、令和5年10月からの適格請求書等保存方式の開始に向けた、制度の的確かつ円滑な運用を図るべく、「消費税インボイス制度シンポジウム」を開催し、広報・周知等に取り組みました。

昨年初来からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全国規模で続き、当連合会におきましても、感染拡大防止の観点から、例年10月に開催しております通常総会を书面審理とさせていただきます。また、消費税インボイス制度シンポジウムを最後に、各種セミナー等の参集による各事業についても中止せざるを得ない状況が続いておりますが、コロナ禍での環境が企業の働き方改革やDX（デジタルトランスフォーメーション）を加速させている今こそ、e-Taxやマイナンバー制度の利用拡大の絶好のタイミングと捉え、利用推進・周知活動に取り組むこととしております。

まだしばらくの間は、コロナウイルスが完全に収束するには時間がかかるものと思われませんが、ワクチン接種の開始等により、一日も早く平穏な日常に戻り、全国各局連ともに各事業活動が通常どおりに実施できますことを祈念いたします。

1 組織の現状等

大阪国税局管内では、署単位における納税者団体としての活動は、大間連設立以前から存在する納税協会（公益社団法人）に一元化されているため、大間連は、署単位以下の下部組織を持たない局間連として、業種別・税目別団体及び賛助会員で組織されており、令和2年7月現在、6団体1賛助会員となっております。

会員数は、大間連設立当時には物品税等の個別間接税の時代であったため、間接税関係業種団体や税目別団体も多くあったようですが、消費税導入に伴う個別間接税の廃止、その後の経済状況の変化等により、業種団体の解散と賛助会員等の合併・移転等があったことから会員数も大幅に減少してきており、組織の維持・拡大が当連合会の大きな課題となっております。

【大間連会員数の推移】

昭和50年	平成4年	平成14年	平成24年	令和2年
	外7	外7	外2	外1
20	17	15	10	6

2 主な活動状況等

(1) 国税局長講演会

例年10月開催の通常総会終了後、大阪国税局長をお招きし、講演会を開催しています。令和元年10月2日の第44回通常総会後におきましては、榎本国税局長から「税務行政の将来像について～スマート税務行政～」と題し、講演をいただきました。

最初に我が国の財政状況について説明され、次に国外財産調書不提出による告発事例に関してのビデオを鑑賞しました。内容はドラマ仕立てになっており、当局による情報の高度化・効率化が紹介され、最後に、今後の税務行政としては、時代や環境の変化によりどのように変化していくのか、デジタル化による納税者の利便性の向上や、課税徴収の効率化、国際間の情報交換、またそれらの重点課題への的確な取組について説明されました。

税務等がデジタル化され、今後どのような利便性をもたらすのかを分かりやすく具体的に紹介され、将来の税務手続きに関して大変期待の高まる講演内容でした。



(2) 消費税・印紙税セミナー

会員を対象とした講義方式の消費税・印紙税セミナーを年2回（5月と11月）、大阪国税局消費税課の担当官を講師にお迎えし、Q&Aや実例を用いた実践的な講義を開催しており、5月開催のセミナーでは、会員企業の新入社員や新たに経理事務の担当となった社員も参加するなど、100名近くの多くの参加となる場合もありました。

令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見送っておりますが、直近においては、平成30年11月27日に消費税・印紙税セミナー、令和元年5月21日に消費税セミナーを開催し、消費税セミナーでは、軽減税率制度や適格請求書等保存方式などの新しい制度の準備

が適切に行われるように、軽減税率制度の概要、最新の質疑事例の紹介、インボイス制度の概要について、開催日における最新事項を盛り込んだ説明会を実施し、また、印紙税セミナーでは、その多様なパターンにおける判定の基本的考え方のほか、事例問題を中心に、それぞれの取扱いと参考法令等を詳しく説明されました。



(3) 消費税研究会・印紙税研究会

この研究会は、会員企業の経理担当者の有志による少人数（20人程度）の勉強会であり、大阪国税局消費税課の担当官にも参加いただき、年2回（11月：消費税、6月：印紙税）実施しており、参加者が日常の業務であった問題や疑問に思った事例を課題として持ち寄り、全員が意見を出し合って検討するもので、実務での問題点が多く、かなり難度の高いものから、新しく担当することとなった方などが疑問に思うものまでと、その内容は範囲が広く、課題提案者の説明などや考え方に質問が殺到するなど大変盛り上がっています。

昨年は、6月及び11月に開催予定でありました印紙税研究会及び消費税研究会が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりましたが、会員企業からの開催要望も多く、今年は、リモートでのWEB会議方式により、5月に消費税研究会を、6月に印紙税研究会を開催することとしております。



500人の参加があり、第一部では大阪国税局の消費税課担当官からの基調講演が行われた後、第二部では大間連会員企業の経理担当者を含めたパネリスト4名などにより、「今後の対応事項及び課題・問題点のリストアップ」と題してパネルディスカッションが行われ、大変好評を博しました。

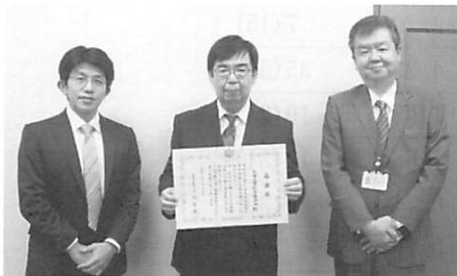
(4) 消費税等の周知・啓蒙活動

通常、各種会合やセミナー等において消費税等の周知・広報を行っているほか、昨年度においては、令和5年10月からの適格請求書等保存方式の導入を控え、令和2年2月22日に、株式会社税務研究会との共催（後援：公益社団法人関西経済連合会）により、「消費税インボイス制度シンポジウム」を開催し、関西企業の経理担当者など約



写真提供：株式会社税務研究会

完納リーフレット一斉取組に対する長官感謝状



磯見局課税第二部長 戸澤副会長 田中局課税第二部
消費税課長

北海道間税会連合会 会長 高橋 則行

広島国税局間税会連合会

会長 池田 晃治

広島県間税会連合会	会長	久保 弘睦
山口県間税会連合会	会長	村谷 太洋
岡山県間税会連合会	会長	浅野 益弘
鳥取県間税会連合会	会長	杉原弘一郎
島根県間税会連合会	会長	山崎 純

四国間税会連合会

会長 村上 義憲

香川県間税会連合会	会長	村上 義憲
愛媛県間税会連合会	会長	佐伯 要
徳島県間税会連合会	会長	佃 充生
高知県間税会連合会	会長	熊沢慎一郎

南九州間税会連合会

会長 池部正紀

大分県間税会連合会	会長	池部正紀
熊本県間税会連合会	会長	青木祐心
鹿児島県間税会連合会	会長	窪田伸一
宮崎県間税会連合会	会長	山口清一

事務局 〒871-0024

大分県中津市中央町2-3-16

TEL:0979-24-5480 FAX:0979-24-5485

E-mail: kanzei@honten.co.jp

「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集活動は、平成5年度から実施していますが、平成15年度から一般財団法人「大蔵財務協会」より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、令和2年度は28回目になりました。

令和2年度においては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度(507,026点)から133,911点少ない373,115点の応募点数となりました。

「税の標語」の募集活動は、租税教育及び税の啓発活動の観点から、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会の中核をなす事業となっております。

この募集活動を更に進めるために、「税の標語」を100点以上集めた間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっており、令和2年度においては、191の間税会に支給されました。

○「税の標語」局間連別の応募状況

区 分	令和2年度			令和元年度		
	応募点数	構成比	応募単会数	応募点数	構成比	応募単会数
東 京	126,377	33.87%	58(84)	211,555	41.72%	82(84)
関東信越	82,974	22.24	55(63)	91,854	18.12	61(63)
大 阪	0	0.00		0	0.00	
北 海 道	6,076	1.63	11(30)	9,274	1.83	17(30)
仙 台	10,915	2.93	13(52)	9,623	1.90	11(52)
東 海	91,359	24.49	34(48)	124,206	24.50	43(48)
北 陸	9,497	2.55	8(15)	11,165	2.20	7(15)
広 島	20,357	5.46	34(50)	21,738	4.29	35(50)
四 国	12,923	3.46	12(25)	9,910	1.95	10(25)
福 岡	3,517	0.94	12(31)	8,532	1.68	12(31)
南九州	3,989	1.07	9(35)	3,605	0.71	6(35)
沖 縄	2,608	0.70	1(6)	3,533	0.70	1(6)
業 種	0	0.00		0	0.00	
ネット他	2,523	0.68		2,031	0.40	
計	373,115	100.0	247(439)	507,026	100.0	285(439)

○報奨金の支給対象となった間税会と応募点数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	麴 町	484	東 京	上 野	1,893	東 京	玉 川	2,200
"	神 田	812	"	浅 草	698	"	中 野	2,393
"	日 本 橋	472	"	品 川	2,854	"	荻 窪	409
"	京 橋	745	"	荏 原	2,118	"	練 馬 西	3,334
"	芝	1,200	"	雪 谷	113	"	荒 川	3,258
"	麻 布	2,020	"	蒲 田	208	"	足 立	1,195
"	小 石 川	4,473	"	世 田 谷	2,821	"	西 新 井	607
"	本 郷	1,909	"	北 沢	5,366	"	本 所	1,816

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	向 島	1,183	関東信越	土 浦	196	東 海	岡 崎	252
"	葛 飾	4,249	"	下 館	4,293	"	東 三 河	1,443
"	江戸川南	1,033	"	宇 都 宮	2,093	"	静 岡	12,526
"	青 梅	1,252	"	佐 野	735	"	清 水	2,060
"	八 王 子	6,937	"	藤 岡	1,261	"	沼 津	1,071
"	町 田	5,455	"	吾 妻	102	"	熱海伊東	2,040
"	東 村 山	12,139	"	沼 田	586	"	藤 枝	1,591
"	武 蔵 野	719	"	佐 久	129	"	島 田	650
"	横 浜 南	1,743	"	上 田	1,586	"	掛 川	1,249
"	戸 塚	1,695	"	諏 訪	113	"	浜 松 西	5,832
"	神奈川・港北	2,821	"	伊 那	119	"	浜 松 東	1,556
"	鶴 見	862	"	新 潟	3,029	"	桑 名	4,135
"	川 崎 南	1,489	"	新 津	1,423	"	四 日 市	2,078
"	川 崎 北	1,535	"	三 条	389	"	松 阪	31,764
"	川 崎 西	100	"	小 千 谷	757	"	伊 勢	3,347
"	横 須 賀	1,389	"	十 日 町	298	"	伊 賀	184
"	鎌 倉	887	"	高 田	3,876	"	岐 阜 北	3,022
"	藤 沢	2,659	"	糸 魚 川	140	"	岐 阜 南	1,769
"	平 塚	3,038	"	村 上	131	"	大 垣	6,058
"	大 和	1,489	"	佐 渡	103	"	多 治 見	139
"	相 模 原	2,794	北 海 道	札 幌 中	374	北 陸	金 沢	1,213
"	千 葉 東	2,696	"	札 幌 北	231	"	小 松	2,623
"	千 葉 西	2,291	"	札 幌 東	450	"	福 井	1,262
"	千 葉 南	2,419	"	函 館	754	"	富 山	1,566
"	松 戸	119	"	岩 見 沢	2,020	"	魚 津	1,496
"	市 川	507	"	旭 川 中	385	"	高 岡	1,209
"	佐 原	2,278	"	旭 川 東	833	広 島	広 島 東	2,796
"	東 金	1,977	"	留 萌	197	"	広 島 西	509
"	茂 原	1,789	"	室 蘭	670	"	広 島 南	229
"	木 更 津	6,019	"	釧 路	127	"	廿 日 市	256
"	館 山	668	仙 台	仙 台 北	216	"	海 田	1,873
"	甲 府	6,686	"	栗 原	311	"	広 島 北	161
関東信越	浦 和	1,239	"	安 達	1,094	"	東 広 島	109
"	朝 霞	1,741	"	須 賀 川	2,869	"	尾 道	209
"	大 宮	8,204	"	喜 多 方	969	"	三 原	219
"	上 尾	1,142	"	白 河	3,234	"	福 山	156
"	川 口	483	"	い わ き	434	"	府 中	608
"	所 沢	18,994	"	秋 田 南	286	"	三 次	1,063
"	秩 父	2,186	"	八 戸	1,001	"	庄 原	831
"	熊 谷	16,930	"	寒河江西村山	440	"	徳 山	383
"	本 庄	2,292	東 海	名古屋東	1,766	"	厚 狭	418
"	春 日 部	6,393	"	名古屋西	110	"	宇 部	517
"	越 谷	149	"	名古屋昭和	2,633	"	長 門	656
"	水 戸	980	"	名古屋熱田	651	"	岡 山 東	1,122
"	竜 ヶ 崎	221	"	津 島	3,152	"	岡 山 西	3,966

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
広島	西大寺	1,428	四国	宇摩	823	福岡	武雄	850
"	玉野	201	"	阿波麻植	1,654	南九州	宇土	284
"	倉敷	1,028	"	脇町	242	"	玉名	506
"	玉島	804	"	高知	1,165	"	菊池	751
"	笠岡	185	"	幡多	995	"	阿蘇	514
"	高梁	105	福岡	福岡	328	"	中津	210
"	新見	174	"	甘木朝倉	1,426	"	加治木	573
"	津山	180	"	大牟田	650	"	種子屋久	992
四国	高松	1,622	"	佐賀	137	沖縄	那覇	2,608
"	丸亀	1,324						
"	小豆島	294						
"	松山	194						
"	西条	2,424						
"	新居浜	2,129						

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募点数に応じて、次の基準により支給される。

応募点数	100～1,000点未満	1万円
	1,000～3,000点未満	2万円
	3,000～5,000点未満	3万円
	5,000点以上	4万円

「税の標語」募集

令和3年の「税の標語」を募集します。

◆ 内容

税(消費税に限定しません。)のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法
 - 1 各間税会が取り纏める方法
 - 2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法
住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。
「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。
- 応募期限 令和3年9月10日(金)

- 応募先 全国間税会総連合会事務局
〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル5階
FAX 03-5829-3902

ホームページアドレス<http://www.kanzeikai.jp>

◆ 優秀作品

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

◆ 「税の標語」の活用

応募された作品は、全間連(傘下間税会を含む)の広報活動として利用する場合があります。その場合には、氏名・住所(市・区又は学校名)を掲載することがありますので、ご理解の上、応募ください。

◆ 「税の標語」の募集には、国税庁及び一般財団法人大蔵財務協会の後援をいただいています。

◆ 応募用紙記載例(郵便はがき)

「税の標語」

- ① 暮らしを支える消費税 しっかり学んで
正しく納税
- ② 知ろう学ぼう 税のこと 正しく納めて
より良い社会

住所
氏名
電話番号
所属間税会 局間連
単位間税会

全間連の主な動き (3. 1. 21 ~ 4. 9)

- 1月21日(木) 正副会長会議及び常任理事会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止し、議案は書面審査により対応しました。また、納税功労表彰受彰祝賀会及び新年賀詞交歓会も同様の理由から中止としました。
- 2月 第16回モデル会会長会同は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止としました。
- 4月9日(金) 企画会議 (書面承認) 事務局

常任理事会 (書面承認)

上記全間連の主な動きのとおり、1月21日(木)開催予定であった常任理事会は中止とし、議案については、書面審査により全て原案どおり承認されました。

主な議案は次のとおりです。

1 共通関係

- (1) 「今年の課題」について承認されました。
- (2) 「令和3年全間連会議・行事計画について」承認されました。
なお、第48回通常総会は四国間連が担当で行うこととされています。
- (3) 「令和2年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について」承認されました。
- (4) 「税務関係書類における押印義務の見直しについて」の周知依頼がありました。
- (5) 「活性化等推進費の支給対象等について」承認されました。

2 広報関係

- (1) 「「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの作成等について」承認されました。
なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、クリアファイル等の作成送付時期は9月上旬を目途とされました。
- (2) 「令和3年度「税の標語」の募集について」承認されました。
なお、応募期限は9月10日(金)とされました。
- (3) 「税の標語」の優秀作品に係る賞状の文言について」承認され、賞状の文言を統一することとされました。

3 税制関係

- (1) 「令和3年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)の概要」ペーパーが配布されました。
- (2) 「税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について」承認され、令和3年度の提言活動の日程が決まりました。
- (3) 「消費税等に関するアンケート調査について」承認され、令和3年4月にアンケート調査を実施することが決まりました。

第48回通常総会

(2021四国大会)のご案内

四国間税会連合会 会長 村上 義憲

全間連第48回通常総会は、四国間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

当連合会では、「道後温泉」、「俳人正岡子規」や「文豪夏目漱石」で有名な松山市で開催いたします。皆様方に楽しんでいただける大会となるよう鋭意準備を進めておりますので、会員の皆様の多数のご参加を心よりお待ちしております。

記

- 1 開催日 令和3年9月22日(水)
- 2 会場 愛媛県県民文化会館
- 3 次第 正副会長会議 12:30 ~ 13:30
(3階 「第8会議室」)
常任理事会 13:40 ~ 14:20
(2階 「真珠の間B」)
青年部総会 13:50 ~ 14:20
(3階 「第6会議室」)
女性部総会 13:50 ~ 14:20
(2階 「真珠の間A」)
通常総会 14:30 ~ 15:50
(1階 「サブホール」)
記念講演会 16:00 ~ 17:00
(1階 「サブホール」)
懇親会 17:10 ~ 18:30
(2階 「真珠の間」)

納税功労表彰受彰祝賀会・
新年賀詞交歓会の開催中止

令和3年1月21日(木)東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会の開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず中止となりました。

本来であれば、祝賀会において、叙勲等受章者8名、財務大臣表彰受彰者7名、国税庁長官表彰受彰者17名、国税局長・沖縄国税事務所長表彰受彰者34名の方々に、全間連会長から感謝状をお渡しする予定でしたが、残念ながら郵送となってしまいました。

続いて開催される予定でした新年賀詞交歓会も同様に中止となり、受彰者の方々に花を添えることができず残念でした。

来年新春には、新型コロナウイルス感染症の影響が下火となり、祝賀会等が開催できることを期待したいものです。

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から

消費税の仕入税額控除の方式として

「適格請求書等保存方式」

(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



令和5年10月実施予定の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」とは？

消費税の仕入税額控除制度は、現在、「区分記載請求書等保存方式」が適用されていますが、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」に移行することとされています。

両方式の根本的な違いは、免税事業者からの課税仕入れについて、「区分記載請求書等保存方式」では税額控除が認められるのに対して、「適格請求書等保存方式」では税額控除が認められないことにあります。

以下、両方式の主な違いを整理すると、次のとおりです。

区分	区分記載請求書等保存方式 (～令和5年9月30日まで)	適格請求書等保存方式(インボイス制度) (令和5年10月1日～)																																																
登録制度の創設	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○適格請求書を発行しようとする事業者は、所轄税務署長に登録申請書を提出し、登録番号を受け取る必要がある。 ○登録申請書は令和3年10月1日から提出が可能(令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として同年3月31日までに登録申請書を提出することが必要)。 ○登録された場合、事業者の氏名又は名称、登録番号等が公表され、公表情報はインターネットを通じて確認することが可能。 																																																
請求書への記載事項等	<p>【区分記載請求書の記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容及び軽減税率の対象品目である旨 ④税率ごとに合計した税込価額 <p>⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 *下線事項は従来の記載事項に追加された事項 「区分記載請求書(イメージ)」</p> <div data-bbox="227 1512 838 2038"> <p>請求書</p> <p>㈱〇〇御中 ←⑤</p> <p>① → △△商事㈱</p> <p>11月分 131,200円 ××年11月30日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 * ←③</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・・・</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>131,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ →</td> <td>8%対象 43,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>10%対象 88,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ → *軽減税率対象</p> </div>	日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,800円	11/1	豚肉 * ←③	10,800円	11/2	タオルセット	2,200円	・・・			合計		131,200円	④ →		8%対象 43,200円			10%対象 88,000円	<p>【適格請求書の記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①発行者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容及び軽減税率の対象品目である旨 ④税率ごとに合計した税抜価額又は税込価額及び適用税率 ⑤税率ごとに合計した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 <p>*下線事項は左記事項に追加される事項 「適格請求書(イメージ)」</p> <div data-bbox="862 1512 1481 2016"> <p>請求書</p> <p>㈱〇〇御中 ←⑥</p> <p>① → 登録番号 T012345・△△商事㈱</p> <p>11月分 131,200円 ××年11月30日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 *</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>豚肉 * ←③</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>タオルセット</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・・・</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>120,000円 消費税 11,200円 ⑤</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ →</td> <td>8%対象 40,000円 消費税 3,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>10%対象 80,000円 消費税 8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ → *軽減税率対象</p> </div> <p>*⑤の「税率ごとに合計した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつである。</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 *	5,000円	11/1	豚肉 * ←③	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	・・・			合計		120,000円 消費税 11,200円 ⑤	④ →		8%対象 40,000円 消費税 3,200円			10%対象 80,000円 消費税 8,000円
日付	品名	金額																																																
11/1	魚 *	5,800円																																																
11/1	豚肉 * ←③	10,800円																																																
11/2	タオルセット	2,200円																																																
・・・																																																		
合計		131,200円																																																
④ →		8%対象 43,200円																																																
		10%対象 88,000円																																																
日付	品名	金額																																																
11/1	魚 *	5,000円																																																
11/1	豚肉 * ←③	10,000円																																																
11/2	タオルセット	2,000円																																																
・・・																																																		
合計		120,000円 消費税 11,200円 ⑤																																																
④ →		8%対象 40,000円 消費税 3,200円																																																
		10%対象 80,000円 消費税 8,000円																																																

	(記載事項の追記の是非) ○ <u>下線事項</u> の記載のない区分記載請求書については、 <u>下線事項</u> に限って買い手側が事実に基づき追記することが可能。	(記載事項の追記の是非) ○ <u>下線事項</u> の記載のない <u>適格請求書</u> については、 <u>買い手側</u> で <u>下線事項</u> の追記が認められないため、 <u>再度、修正した適格請求書を発行することが必要</u> 。
請求書の交付義務等	○区分記載請求書の交付義務はない。 ○免税事業者も区分記載請求書を発行することが可能。 ○偽りの記載をした区分記載請求書の発行についての罰則規定はない。	○取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務がある。 *適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することが可能。 ○免税事業者が適格請求書を発行しようとする場合には、所轄税務署長に対して課税事業者の選択届出書を提出し、登録番号を受けることが必要。 ○偽りの記載をした適格請求書又は適格請求書と誤認されるおそれのある書類の発行については、罰則規定が適用。
仕入税額控除の要件等	○所定事項を記載した帳簿及び区分記載請求書を保存することが要件。 ○免税事業者からの課税仕入れについても税額控除が認められる。	○所定事項を記載した帳簿及び適格請求書を保存することが要件。 *買手が作成する所定の事項が記載された「仕入明細書等」の保存によっても、仕入税額控除が可能。 ○免税事業者からの課税仕入れについては税額控除ができない。ただし、次に記載する期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置がある。 ①令和5年10月1日～令和8年9月30日(3年) 仕入税額相当額の80% ②令和8年10月1日～令和11年9月30日(3年) 仕入税額相当額の50% ③令和11年10月1日～控除不可

(備考)「令和3年度税制及び執行に関する要望書(間接税)」(抜粋)

令和2年7月全国間税会総連合会

2 消費税に関する事項

(3) 仕入税額控除

[要旨]

軽減税率制度導入後の仕入税額控除の仕組みについては、軽減税率制度の導入後5年目から導入するとされている「適格請求書等保存方式」は我が国の社会経済構造に馴染まないことから、(略)「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(理由) (略) 我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であると考えられる。したがって、(略) 令和5年10月以降も(略)「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。